

管理番号： JE-P1AB05017-12

初版 2005年 3月

(第13版)改訂 2015年 7月

アンリツグループ 環境影響物質に関する解説書

目 次

1. 本解説書の目的	1
2. 条件付含有禁止物質について	1
3. 包装材に関する事項	2
4. 電池に関する事項	2
5. REACH 規則の SVHC について	3
6. 均質材料の考え方	7

1. 本解説書の目的

アンリツグループ（以下、アンリツという）では、「アンリツグループグリーン調達ガイドライン」を制定し、アンリツ製品を構成する材料、部品およびユニット等へ、有害化学物質の含有禁止をお取引先をお願いしています。本解説書は、「環境影響物質」に関してお取引先に調査・回答いただくための解説を目的として纏めたものです。

なお、本解説書は、欧州のREACH規則、欧州RoHS指令、94/62/EEC及び2006/66/EC指令等に準拠していますが、法律の変更などがあった場合は、法律を優先するものとします

2. 条件付含有禁止物質について

製品への含有を禁止すべき物質で、法律での禁止時期、含有条件など非適用の条件がある物質で、表1の8物質群。

欧州 RoHS 指令では含有する材料、部品、ユニットに関して、代替が存在しない用途について、適用除外が規程されています。欧州 RoHS 指令の適用除外用途については、含有禁止の適用範囲外とします。表3に適用除外を示しますが2010年9月24日以降の適用除外追加や削除は、欧州 RoHS 指令を優先するものとします。また、有効期限があるものは、アンリツにおける購入禁止期限を個別に指示するものとします。

表3のNo.7(b)項は、アンリツでは、他の種類の機器に組み込まれる可能性があるため、この項目は除外対象としません。

また、欧州 RoHS 指令の Annex IVでは、カテゴリ8、9専用の除外用途があるが、アンリツ製品の判断に依存するため、個々の部品、材料においては Annex IVを除外対象としません。

塩化コバルトは、乾燥剤のインジケータとしての含有を禁止します。

表1 条件付含有禁止物質一覧表

No.	物質（または物質群）名
1	カドミウム／カドミウム化合物物
2	六価クロム化合物
3	鉛／鉛化合物
4	水銀／水銀化合物
5	塩化コバルト
6	フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)
7	ジブチルスズ化合物(DBT)
8	ジオクチルスズ化合物(DOT)

2.1 フッ素系温室効果ガスに関する事項

フッ素化温室効果ガスは、以下に該当する機器への含有を禁止する。それ以外の用途でも法的な表示等が必要であればアンリツに提示すること。

- ・ 非補充式（使い捨て）の容器
- ・ 冷媒を使用した非密閉型の冷却装置
- ・ 防火システムと消火器
- ・ 窓（ペアガラス等）
- ・ 履物（クッション用）
- ・ タイヤ
- ・ 構成要素が1種類の発泡剤
- ・ 噴霧器

2.2 ジブチルスズ化合物(DBT)、ジオクチルスズ化合物(DOT)に関する事項

ジブチルスズ化合物、ジオクチルスズ化合物は2012年1月からEUでの製品使用が禁止されています。ジブチルスズ化合物については、REACH規則のAnnex X VIIでは、以下の除外用途が2015年1月1日まで認められていますが、アンリツではこれらの用途について管理上除外対象としません。

- ・ 1液および2液型室温硬化型シーラント（RTV-1, RTV-2）および接着剤
- ・ 塗料およびコーティング剤の触媒
- ・ 軟質PVC単独または硬質PVCと共押出された異形品
- ・ 屋外用途を意図した、DBT化合物を含むPVCでコーティングされた織物
- ・ 屋外用パイプ、雨樋、屋根および外壁用材料

3. 包装材に関する事項

アンリツが出荷する製品の包装材に使用する原材料に関しては、水銀・カドミウム・鉛・六価クロムの4重金属総量で100ppmを越える含有は禁止する。また乾燥剤のインジケータとしての塩化コバルトの含有は禁止する。

4. 電池に関する事項

電池については、以下に該当するものを禁止する。

- ・ ボタン電池以外の電池および電池パックで、重量で0.0005%(5ppm)以上の水銀を含むもの
- ・ ボタン電池で、重量で0.025%(250ppm)以上の水銀を含むもの
- ・ アルカリ性亜鉛マンガン電池で、重量で0.0001%(1ppm)以上の水銀を含むもの
- ・ 全ての電池で、重量で0.002%(20ppm)以上のカドミウムを含むもの

5. REACH 規則の SVHC について

REACH 規則は 2007 年に発効した EU の化学物質の登録，評価，認可，制限に関する規則です。SVHC は高懸念物質（Substance Very High Concern）の略で成形品中の含有情報の提供等が必要となります。

アンリツは，JGPSI の調査ツールを使用し SVHC のうち 56 物質を調査対象とします（表 2）。部品重量の 1000ppm が報告レベルです。含有禁止物質，条件付含有禁止物質の対象となる物質もありますので注意願います。その他の SVHC または追加物質について含有を把握した場合は速やかにアンリツにご報告願います。

表 2 SVHC（JGPSI の報告対象）

No	物質（または物質群）名	注記
1	トリブチルスズ =オキシド (TBT0)	意図的添加以外も含む
2	五酸化ニヒ素	
3	三酸化ニヒ素	
4	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) <全ての主要ジアステレオ異性体を含む>	対象 CAS No. 25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8
5	短鎖型塩化パラフィン（炭素数 10~13）	
6	リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）	
7	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） （DEHP）	
8	フタル酸ジブチル（DBP）	
9	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	
10	塩化コバルト（CoCl ₂ ）	
11	クロム酸鉛	表 3 の除外用途でも部品重量の 1000ppm は報告対象
12	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 （C.I. ピグメントレッド 104）	表 3 の除外用途でも部品重量の 1000ppm は報告対象
13	C. I. ピグメントイエロー 34	表 3 の除外用途でも部品重量の 1000ppm は報告対象
14	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	

表2 SVHC (JGPSSIの報告対象) (続き)

No	物質 (または物質群) 名	注記
15	アルミノ珪酸塩, 耐火セラミック繊維	EC 規則 No 1272/2008 の付属書 VI, 第 3 部, 表 3.2 中に, インデックス番号 650-017-00-8 として包含される繊維で, 以下の 3 つの条件を満たす。 a) アルミニウムおよび珪素の酸化物であり, 不定な濃度で (繊維中に) 含有する主要な成分であること。b) 繊維は, その長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が 6 マイクロメートル (μm) 以下であること。 c) アルカリ性酸化物およびアルカリ土類金属の酸化物 (Na ₂ O+K ₂ O+CaO+MgO+BaO) の含有が重量比で 18% 以下であること。
16	ジルコニア アルミノ珪酸塩, 耐火セラミック繊維	EC 規則 No 1272/2008 の付属書 VI, 第 3 部, 表 3.2 中に, インデックス番号 650-017-00-8 として包含される繊維で, 以下の 3 つの条件を満たす。 a) アルミニウム酸化物, 珪素およびジルコニウムの酸化物であり, 不定な濃度で (繊維中に) 含有する主要な成分であること。 b) 繊維は, その長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が 6 マイクロメートル (μm) 以下であること。 c) アルカリ性酸化物およびアルカリ土類金属の酸化物 (Na ₂ O+K ₂ O+CaO+MgO+BaO) の含有が重量比で 18% 以下であること。
17	ホウ酸	対象 CAS No. 10043-35-3 11113-50-1
18	四ホウ酸二ナトリウム無水物	対象 CAS No. 1303-96-4 1330-43-4 12179-04-3
19	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物)	
20	1,2-ベンゼンジカルボン酸, 炭素数 7 を主成分とする炭素数 6~8 の分岐ジアルキルエステル類 (DIHP)	
21	1,2-ベンゼンジカルボン酸, 炭素数 7~11 の分岐および直鎖ジアルキルエステル類 (DHNUP)	

表2 SVHC (JGPSSIの報告対象) (続き)

No	物質 (または物質群) 名	注記
22	[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名 C. I. ベイシックバイオレット 3)	
23	クロム酸鉛ストロンチウム	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
24	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン (MOCA)	
25	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸ニクロム酸カリウム	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
26	クロム酸八水酸化五亜鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
27	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	
28	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール, (4-tert-オクチルフェノール)	
29	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	
30	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	
31	デカブロモジフェニルエーテル	
32	塩基性亜硫酸鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
33	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン (TEGDME; トリグライム)	
34	二塩基性リン酸鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
35	1,2-ジメトキシエタン; エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	
36	4-アミノアゾベンゼン	
37	三塩基性硫酸鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
38	オレンジレッド (四酸化鉛)	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
39	パイロクロア、C. I. ピグメントイエロ-41	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
40	四塩基性硫酸鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
41	1,2-ジエトキシエタン	
42	三酸化ニホウ素	
43	ジクロロジブチルスズ (DBTC)	
44	シアナミド鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
45	N,N-ジメチルホルムアミド	
46	ケイ酸(H ₂ Si ₂ O ₅)バリウム塩(1:1)、鉛をドーブ	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象

表2 SVHC (JGPSSIの報告対象) (続き)

No	物質 (または物質群) 名	注記
47	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖	
48	フタル酸ジイソペンチル (DIPP)	
49	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル	
50	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
51	チタン酸ジルコニウム酸鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
52	オキシ硫酸鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
53	フタル酸ジオキソ三鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
54	ジオキソビス (ステアリン酸) 三鉛	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
55	脂肪酸鉛塩 (炭素数16~18)	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象
56	二硝酸鉛、硝酸鉛 (II)	表3の除外用途でも部品重量の1000ppmは報告対象

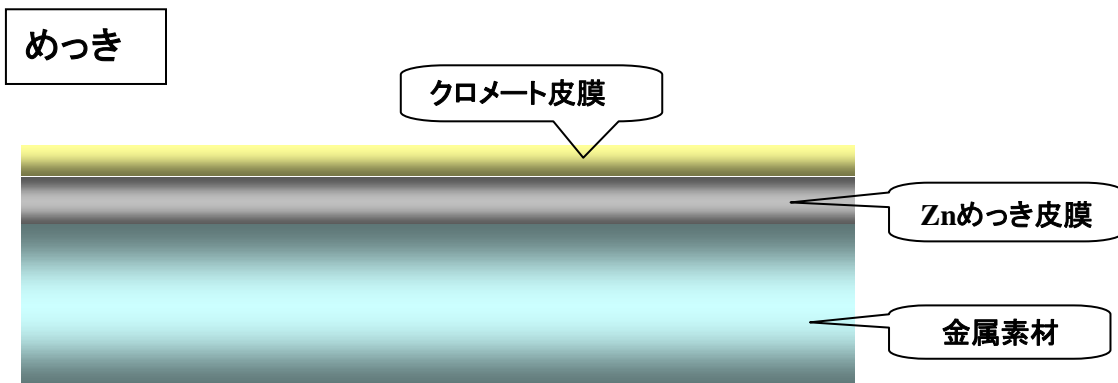
6. 均質材料の考え方

異なる材料に機械的に分離できない材料。機械的に分離とは、ねじの取りはずし・切断・破碎・切削・研磨等の行為により分離されること。

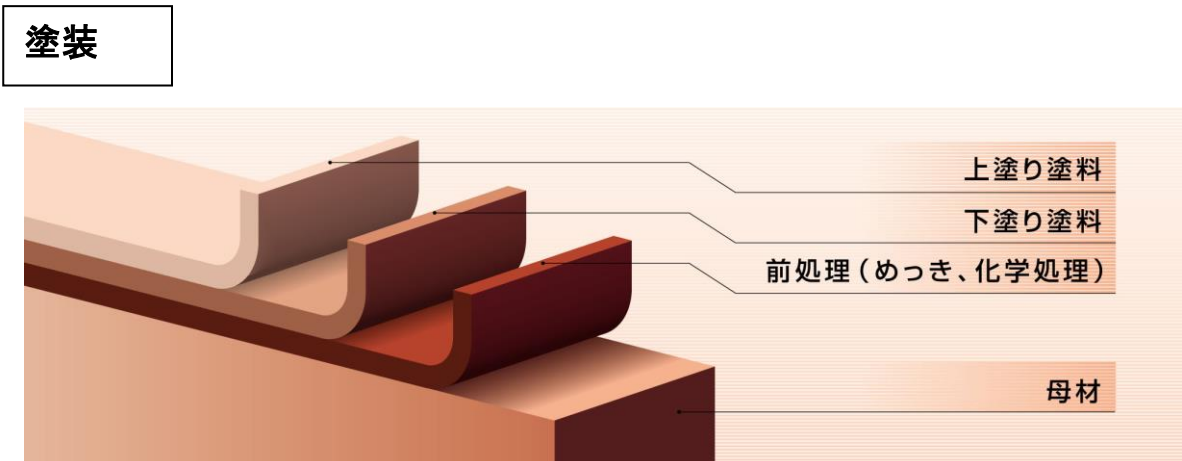
(例) プラスチック, セラミック, ガラス, 金属, 合金, プリント基板, コーティング

以下の各々を均質材料として考えます。

【均質材料の具体例】

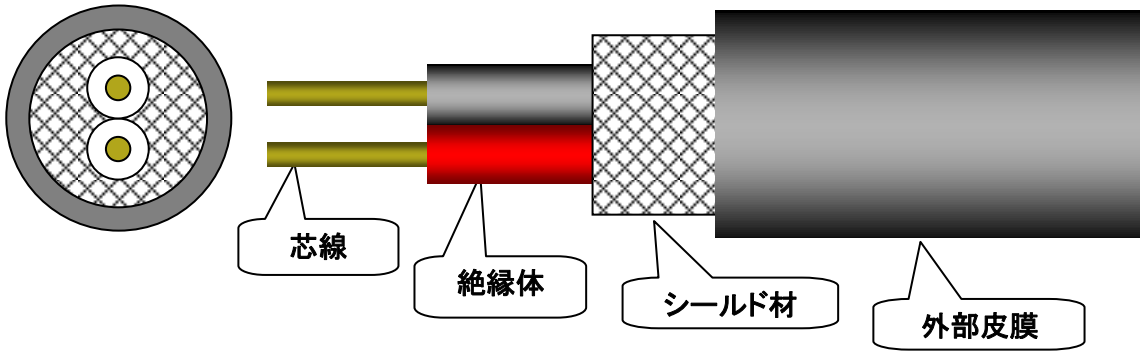


クロメート皮膜, Znめっき皮膜, 金属素材の各々が均質材料となります



上塗り塗料, 下塗り塗料, 前処理, 母材の各々が均質材料となります

電線ケーブル



芯線, 絶縁体, シールド材, 外部皮膜の各々が均質材料となります

表3 欧州RoHS指令の適用除外用途

(No.7(b)は、アンリツでは、他の種類の機器に組み込まれる可能性があるので除外対象としません。)

No.	除外される化学物質と用途と上限値	範囲と有効期間
1	1口金蛍光灯に含まれる以下を超えない水銀（パーナー当たり）	
1(a)	30W未満の一般的照明用途：2.5mg	5mg ～2011/12/31 3.5mg ～2012/12/31 それ以降は2.5mg
1(b)	30W以上50W未満の一般照明用途：3.5mg	5mg ～2011/12/31 それ以降は3.5mg
1(c)	50W以上150W未満の一般照明用途：5mg	
1(d)	150W以上の一般照明用途：15mg	
1(e)	円形若しくは四角形で直径17mm以下の一般照明用途：7mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は7mg
1(f)	特殊用途：5mg	
1(g)	20000時間以上の寿命を有する30W未満の一般照明用途：3.5mg	2017/12/31で廃止
2(a)	一般目的用の2口金直管蛍光灯に含まれる下記を超えない水銀（ランプ当たり）	
2(a)(1)	通常寿命の3波長形で管径9mm（T2サイズなど）未満：4mg	5mg ～2011/12/31 それ以降は4mg
2(a)(2)	通常寿命の3波長形で管径9mm以上17mm以下（T5サイズなど）未満：3mg	5mg ～2011/12/31 それ以降は3mg
2(a)(3)	通常寿命の3波長形で管径17mmを越えて28mm以下（T8サイズなど）未満：3.5mg	5mg ～2011/12/31 それ以降は3.5mg
2(a)(4)	通常寿命の3波長形で管径28mmを超える（T12サイズなど）：3.5mg	5mg ～2012/12/31 それ以降は3.5mg
2(a)(5)	長寿命（25000時間以上）3波長形：5mg	8mg ～2011/12/31 それ以降は5mg
2(b)	その他の蛍光灯に含まれる下記を超えない水銀	
2(b)(1)	直管形ハロゲン蛍光体蛍光灯で管径28mmを超える（T10、T12サイズなど）：10mg	10mg ～2012/4/13 それ以降は廃止
2(b)(2)	直管形でないハロゲン蛍光体蛍光灯（全ての管径サイズ）：15mg	15mg ～2016/4/13 それ以降は廃止
2(b)(3)	直管形でない3波長形蛍光体で管径17mm以上（T9サイズなど）：15mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は15mg
2(b)(4)	他の一般照明用途及び特殊用途のランプ（誘導ランプなど）：15mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は15mg

表3 欧州 RoHS 指令の適用除外用途（続き）

No.	除外される化学物質と用途と上限値	範囲と有効期間
3	冷陰極蛍光灯（CCFL）と外部電極蛍光灯（EEFL）に含まれる以下を超えない水銀（ランプ当たり）	
3(a)	短いもの（長さ 500mm 以下）：3.5mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 3.5mg
3(b)	中程度のもの（長さ 500mm を超えて 1500mm 以下）：5mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 5mg
3(c)	長いもの（長さ 1500mm を超える）：13mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 13mg
4(a)	その他の低圧放電ランプ（ランプ当たり）：15mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 15mg
4(b)	演色評価数 Ra60 以上の一般照明用高圧ナトリウム（蒸気）ランプに含まれる以下を超えない水銀（バーナー当たり）	
4(b)- I	$P \leq 155W$ ：30mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 30mg
4(b)- II	$155W < P \leq 405W$ ：40mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 40mg
4(b)- III	$P > 405W$ ：40mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 40mg
4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる以下を超えない水銀（バーナー当たり）	
4(c)- I	$P \leq 155W$ ：25mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 25mg
4(c)- II	$155W < P \leq 405W$ ：30mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 30mg
4(c)- III	$P > 405W$ ：40mg	制限なし ～2011/12/31 それ以降は 40mg
4(d)	高圧水銀（蒸気）ランプ（HPMV）	2015/4/13 で廃止
4(e)	金属ハロゲンランプ（MH）	
4(f)	2011/65/EU 付属書で言及しないその他の特殊用放電ランプに含まれる水銀	

表3 欧州 RoHS 指令の適用除外用途（続き）

No.	除外される化学物質と用途と上限値	範囲と有効期間
4(g)	<p>標識（広告）、装飾用または建築用かつ専門家用照明および光美術品に使用される手工芸的放電灯中の水銀、この場合、水銀含有量は次の通り制限されねばならない；</p> <p>(a) 20°C未満の温度にさらされる屋外用途および屋根用途において、電極一対当たり 20mg に管長 1cm あたり 0.3mg を加算ただし 80mg を超えない。</p> <p>(b) その他全ての屋根用途において、電極一対当たり 15mg に管長 1cm あたり 0.24mg を加算ただし 80mg を超えない。</p>	2018/12/31 で廃止
5(a)	陰極線管（ブラウン管）のガラスに含まれる鉛	
5(b)	蛍光管のガラスに含まれる 0.2wt%を超えない鉛	
6(a)	機械加工用の鉄合金，亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.35wt%以下の鉛	
6(b)	アルミ合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	
6(c)	銅合金に含まれる 4wt%以下の鉛	
7(a)	高融点はんだ内の鉛(重量比で鉛 85%以上を含む鉛合金)	
7(b)	サーバー，データストレージ，およびデータストレージレイシシステム，スイッチング・信号処理・伝送用のネットワーク機器，通信用のネットワーク管理機器のはんだに含まれる鉛	
7(c)- I	ガラス，セラミック（コンデンサの誘電セラミック除く）中の鉛を含む電気電子部品（圧電デバイス，ガラス・セラミック母材化合物等）	
7(c)- II	AC125V，DC250V以上のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛	
7(c)- III	AC125V，DC250V未満のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛	2013/1/1 で廃止以降，上記までに上市された製品の補修部品に限定
7(c)-IV	集積回路またはディスクリット半導体の部品であるコンデンサのための PZT 系誘電体セラミック材料中の鉛	2016/7/21 で廃止
8(a)	ワンショット・ペレットタイプ熱ヒューズに含まれるカドミウム及び化合物	2012/1/1 で廃止以降，上記までに上市された製品の補修部品に限定
8(b)	電気接点に含まれるカドミウム及び化合物	
9	吸収型冷蔵庫のカーボン・スチール冷却システムの防錆剤として，冷却材に含まれる 0.75 重量%以下の六価クロム	

表3 欧州 RoHS 指令の適用除外用途（続き）

No.	除外される化学物質と用途と上限値	範囲と有効期間
9(b)	冷暖房・空調・冷蔵庫（HVACR）のコンプレッサーに含まれる冷媒用ベアリングシェル及びブッシュに含まれる鉛	
11(a)	Cプレスコンプライアントピンコネクタシステムの鉛	2010/9/24 までに上市された製品の補修部品に限定
11(b)	Cプレス以外のコンプライアントピンコネクタシステムの鉛	2013/1/1 で廃止 以降、上記までに上市された製品の補修部品に限定
12	熱伝導モジュールCリングのコーティング材の鉛	2010/9/24 までに上市された製品の補修部品に限定
13(a)	光学用途の白色ガラスに含まれる鉛	
13(b)	フィルタガラス、反射率標準のガラスに含まれるカドミウムと鉛	
14	マイクロプロセッサのパッケージとピンを接続するための合金はんだ中の鉛で重量比80%以上、85%未満の含有率となるもの	2011/1/1 で廃止 以降、上記までに上市された製品の補修部品に限定
15	ICの内部でフリップチップのダイとキャリアの間を接続するためのはんだに含まれる鉛	
16	ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直線状白熱電球の鉛	2013/9/1 で廃止
17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電（HID）ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	
18(a)	SMS（$(\text{Sr}, \text{Ba})_2\text{MgSi}_2\text{O}_7 \cdot \text{Pb}$）などの蛍光体を含むジアゾ印刷電子複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専門ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の活性剤としての鉛（重量比1%以下の鉛）	2011/1/1 で廃止
18(b)	BSP（ $\text{BaSi}_2\text{O}_5 \cdot \text{Pb}$ ）などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の活性剤としての鉛（重量比1%以下の鉛）	
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg および PbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛	2011/6/1 で廃止
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部および後部基板を接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛	2011/6/1 で廃止
21	ホウケイ酸やソーダ石灰のようなガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム	

表3 欧州 RoHS 指令の適用除外用途（続き）

No.	除外される化学物質と用途と上限値	範囲と有効期間
23	ピッチが0.65mm以下のコネクタ以外のファイ ンピッチ部品の仕上げ剤中の鉛	2010/9/24 までに上市され た製品の補修部品に限定
24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラ ミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに 含まれる鉛	
25	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ（SED）の 構造部品に含まれる酸化鉛。特に、シールフリッ ト、フットリングに含まれる酸化鉛	
26	ブラックライトブルー（BLB）ランプのガラス管 体に含まれる酸化鉛	2011/6/1 で廃止
27	高出力（125dB SPL以上の音響パワーレベルで数 時間作動すると規定されている）スピーカに使用 されるトランスデューサ用はんだとして用いられ る鉛合金	2010/9/24 で廃止
29	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I（カテゴリ 1, 2, 3 および 4）で定義されているクリスタルガラ スに含まれる鉛	
30	100dB（A）以上の音声出力を持った高出カスピー カーに使用する変換器の振動コイルに設置した 電気接点に電氣的・機械的に結線するカドミウム 合金半田	
31	水銀を使用しない直蛍光灯（液晶ディスプレイま たは産業用照明等）の中の半田に含まれる鉛	
32	アルゴンおよびクリプトンレーザー管の開口部を 密閉するガラス材料に含有する酸化鉛	
33	パワートランスの、100μm 直径以下の細い銅線 の半田付用はんだ中の鉛	
34	サーメット型トリマポテンショメータ素子に含ま れる鉛	
36	ディスプレイ中までのプラズマディスプレイ内の スパッターリング時の水銀	2010/7/1 で廃止
37	亜鉛ホウ酸塩ガラス体を基礎とした高圧ダイオー ドの表面被覆層の鉛	
38	アルミニウム結合ベリリウム酸化物に使用される 厚膜ペーストに含まれるカドミウム及び酸化カド ミウム	
39	イリュミネーションまたはディスプレイに使用 されるカラー変換 III～VI 族 LED（発光領域カド ミウム含有量が 10μg/mm² 未満）に含まれるカド ミウム	2014/7/1 で廃止

表3 欧州 RoHS 指令の適用除外用途（続き）

No.	除外される化学物質と用途と上限値	範囲と有効期間
40	プロフェッショナル用のオーディオ機器で利用されるアナログ・オプトカプラのためのフォトレジスタ中のカドミウム	2013/12/31 で廃止
41	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、ならびに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において、技術的理由から携帯式の燃焼機関（欧州議会および理事会指令 97/68/EC のクラス SH:1, SH:2, SH:3）のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	2018/12/31 で廃止

改訂履歴

- 初版 2005年3月
- 第2版 2005年12月
- 第3版 2006年4月
- 第4版 2006年8月
- 第5版 2007年4月
- 第6版 2008年2月
- 第7版 2008年11月
- 第8版 2011年5月
- 第9版 2011年11月
- ・アンリツグループは、アンリツに表記を統一。
 - ・2項 カテゴリー8, 9専用の除外用途について除外対象としないことを追加。
 - ・2項 ジブチルスズ化合物, ジオクチルスズ化合物の含有禁止に関する記述は削除。REACH規則の除外用途について除外対象としないことを追加。
 - ・5項の温室効果ガスの記述は、2.1項に組み入れた。
 - ・誤記訂正。
- 第10版 2012年10月 JGPSSI ツールの Ver4.2 移行に伴い、修正を行った。
- ・表2のSVHC No.4, No.15~18の注記を修正
 - ・表2のSVHCにNo.20~30を追加
 - ・表3の除外項目に、No.7(c)-IV, No.40を追加
 - ・表3の有効期間の表現を統一、
 - ・表3のNo.4(c), No.4(d), No.4(f)の誤記修正
- 第11版 2013年2月
- ・表3のNo.6(c), No.11(b)の誤記修正
 - ・表3の7(c)-IVに有効期間を追加
- 第12版 2014年9月 JGPSSI ツールの Ver4.31 移行に伴い、修正を行った。
- ・表2のSVHCにNo.31~56を追加。
 - ・表3の有効期間を経過したものについて、数値の修正および二重取り消し線にて削除。
 - ・表3のNo.1(g), 4(g), 41を追加。
- 第13版 2015年7月
- ・お問い合わせ先を変更した。
 - ・表3のNo.4(d)について、有効期間が経過したので、二重取り消し線にて削除。

お問い合わせ先：

アンリツ株式会社

<http://www.anritsu.com/>

資材調達本部 グローバル資材部 CSR 調達推進チーム

TEL. 046-296-6550 FAX. 046-225-8359

環境・品質推進部 環境推進チーム

TEL. 046-296-6503 FAX. 046-225-8301